

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成24年3月14日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）ドン・キホーテ長浜店 長浜市小堀町字喜助町 406 番 1 ほか 17 筆

2 提出された意見の概要

長浜市からの意見

- (1) 生活道路への進入や交通渋滞が生じないように、来店車の誘導を適切に実施してください。特に、開店時や繁忙期など、混雑が予想される場合は、出入口②付近での交通渋滞や交通事故が懸念されるため、交通整理員による誘導を実施するなどして、安全対策に万全を期してください。
- (2) 円滑な交通環境と交通事故防止のため出入口②から車両が右折しないように注意掲示を徹底してください。
- (3) 開発許可済地（許可番号：第215号、許可日：平成23年8月30日）であり、開発許可時の協議内容・許可条件を遵守してください。
- (4) 平成23年10月19日付長景観第61号で景観届出の適合通知済みですが、当初の計画から外観を変更する場合は、変更届を提出してください。
- (5) 広告物の設置については、滋賀県屋外広告物条例に基づき許可申請をしてください。なお、平成24年4月1日以降の申請については、長浜市屋外広告物条例に基づきます。
- (6) 当該地域は、環境基準C類型、規制地域は第三種区域に該当します。本申請における予測値においては特に問題のないレベルですが、南側に隣接する住居から苦情が発生することのないようにしてください。また、騒音規制法に基づく特定施設を設置される場合は、第三種区域における規制値が適用となりますのでご留意ください。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1

滋賀県湖北環境・総合事務所総務課 長浜市平方町1152-2

長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町12番34号

(2) 縦覧期間 平成24年3月14日から平成24年4月16日まで